

公募型一般競争入札の実施について

下記の工事について、公募型一般競争入札を実施します。

入札参加を希望される方は、提出資料を作成の上、小野市役所総務部財政課まで提出してください。

記

1. 入札に付する事項

- (1) 工事番号 改第 9 0 0 号
- (2) 工事名 河合第 2 水源地改修工事
- (3) 工事場所 小野市昭和町
- (4) 工事期間 令和 1 0 年 9 月 3 0 日限り
- (5) 工種 水道施設工事
- (6) 工事概要
 - 土木工事
 - ・造成・場内整備工事 一式
 - ・配管工事 一式
 - 建築工事
 - ・新築工事 一式
 - ・解体工事 一式
 - 機械設備工事
 - ・取水ポンプ更新工事 2 基
 - 電気設備工事
 - ・計装設備更新工事 一式
 - ・電気設備更新工事 一式

2. 応募方法

単独企業による

3. 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれにも該当し、市長の入札参加資格確認を受けた者

- (1) 令和 8・9・10 年度小野市入札参加者資格者名簿に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加者の資格制限に該当しない者。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による水道施設工事業に係る特定建設業許可を有する者。
- (4) 小野市の入札参加者資格の工種が、水道施設工事である者。
- (5) 建設業法に規定する水道施設工事に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経評結果等通知書」という。）の総合評定値が 750 点以上で、本契約締結日（令和 8 年 10 月予定）までに経評結果等通知書の期限が有効であることが、入札参加申込期限日（確認基準日）まで又は入札時まで確認できること。
- (6) 建設業法に規定する経評結果等通知書の Y 評点が、確認基準日に 600 点以上であるもの。
- (7) 平成 28 年度以降に、国、地方公共団体若しくは、これに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した、処理能力 1,700 m³/日以上ポンプ施設を伴う水道施設工事（新設又は改築工事に限る）において、元請としての施工実績（工事が完成し、引渡し完了したもの）を有する者。
なお、特別共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が 30%以上の者に限る。
- (8) 小野市の指名停止基準に基づく指名停止を、確認基準日及び入札日に受けていない者。
- (9) 会社更正法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、開始決定後、再審査による国の認定を受けた者は除く。

(10) 配置予定技術者の資格・経験

- ア 一級土木施工管理技士の資格を有し、水道施設工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で、自社と直接的かつ恒常的な雇用契約にある技術者を専任で配置すること。
- イ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配

置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げ又は入札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、契約期間中、本工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することは認めない。

(11) 小野市内に本店を置く事業者への下請等（建設資材等の調達を含む）の金額の合計額を、最低本工事請負金額の５％以上とすること。

(12) 本工事に係る設計業務等の受託者でない又は次に掲げる事項に該当しない者。

本工事に係る設計業務の受託者は「日本技術サービス株式会社（兵庫県東灘区住吉東町３－１ １－２）」です。

ア 当該受託者の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資総額の１００分の５０を超える出資をしている者

イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

エ 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

オ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

カ 役員等（入札に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

キ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人

４．契約条項を示す場所及び期間

「小野市建設工事請負契約書（案）」については、次のとおり閲覧します。

- (1) 閲覧場所 小野市役所総務部財政課
- (2) 閲覧期間 令和８年９月１６日（水）～令和８年１０月２日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。以下同様。）

５．入札参加申込書等の交付期間、場所及び交付方法

- (1) 交付期間 令和８年９月１６日（水）～令和８年１０月２日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
午前９時から午後５時まで（１０月２日は午後３時まで）
- (2) 交付場所 ４(1)に同じ。
- (3) 交付方法 無料で交付します。（ホームページからダウンロードできます。ただし、設計図書は除く。）

６．入札参加の申込み

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料を、次に定めるところに持参し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

- (1) 提出期間 令和８年９月１７日（木）～令和８年１０月２日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
午前９時から午後４時まで
- (2) 提出場所 ４(1)に同じ。
- (3) 提出部数 １部
- (4) 提出資料等
 - ア 公募型一般競争入札参加申込書（様式第１号）
 - イ 工事实績調書（様式Ａ）
 - ウ 監理技術者等の資格・工事経歴調書（様式Ｂ）
 - エ 建設業の許可及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書並びに設計業務受託者関係（様式Ｃ）
 - オ 特定建設業許可通知書の写及び経営規模等評価結果通知書・

総合評定値通知書の写（契約予定日において法定有効期間内のもの）

カ 監理技術者の資格を証する証明書の写

キ 監理技術者の雇用保険被保険者証または健康保険組合等が発行する「資格情報のお知らせ」等、雇用関係の確認ができる書類（写し可）

ク 設計図書購入申込書（様式第 5 号）

（注）提出期限の翌日以降は、原則として、申込書及び資料の差し替え又は再提出は認めません。

7. 仕様書、設計書及び図面の交付

仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）は、記録メディア（1 枚）で有償（1,100 円）にて次のとおり交付します。

- （1） 交付方法 設計図書購入申込書（様式第 5 号）提出と引換えに交付する、市長発行の納入通知書に表示する代金を会計課にて納入していただきます。納入確認後、総務部財政課にて交付します。
- （2） 交付期間 令和 8 年 9 月 1 7 日（木）～令和 8 年 1 0 月 2 日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
午前 9 時から午後 4 時まで
- （3） 留意事項 非資格の通知を受けた入札参加希望者であっても設計図書購入代金は返金しません。

8. 設計図書に対する質問及び回答

- （1） 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（指定の様式）により提出してください。

ア 提出期間 令和 8 年 9 月 1 7 日（木）～令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火）（土曜日、日曜日及び祝日等を除く）
午前 9 時から午後 5 時まで（1 0 月 2 0 日は午前 1 1 時まで）

イ 提出場所 4 (1)に同じ。

ウ その他 質問書は必ず持参することとし、かつ、電子メー

ル（zaisei@city.ono.hyogo.jp）でも提出すること。

- (2) 回答については、令和８年１０月２３日（金）～令和８年１０月２９日（木）に４(1)の場所において閲覧いたします。また、参加申込全者に電子メールにより回答します。

9. 資格確認、入札通知等

- (1) 提出された資料により入札参加資格を確認し、指名入札参加者審査会の審議を経て通知します。

- (2) 入札通知

令和８年１０月８日（木）付けで通知します。なお、非資格の通知を受けた者は、次に従い市長に書面（様式は任意）を持参することにより、非資格理由について説明を求めることができます。

ア 申立期間 非資格の通知書を受け取った日の翌日から起算して５日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前９時から午後５時まで

イ 申立場所 ４(1)に同じ。

- (3) 非資格理由に係る説明を求めた者には、市が書面を受け取った日の翌日から起算して３日以内に書面により回答します。

10. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時 令和８年１０月３０日（金）予定

※入札書等受付期間 令和８年１０月２８日午前９時から

令和８年１０月２９日午後３時まで

- (2) 場所 小野市役所５階 財政課執務室

- (3) その他 電子入札により執行します。

11. 留意事項

- (1) 申込書等の作成に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 申込書等は、提出者に無断で使用しないものとします。
- (3) 提出された資料等は、返還しません。
- (4) 申込書等に虚偽の記載をした者は、小野市の指名停止基準により指名停止となり、その者のした入札は、無効となります。

- (5) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事現場に配置してください。
- (6) 最低制限価格を設定します。
- (7) 入札保証金は免除します。
- (8) 前払金については、令和 8 年度、令和 9 年度、令和 1 0 年度の 1 回ずつ、計 3 回行うことができるものとし、令和 8 年度、令和 9 年度の前払いについては、各年度の支払限度額の 1 0 分の 4 以内の支払いを請求することができるものとします。
また、令和 1 0 年度については、契約額から令和 9 年度までの支払い済み額を引いた額の 1 0 分の 4 以内の支払いを請求することができるものとします。
- (9) 中間前払いについては、各年度末に部分払いが必要となるため、本工事においては請求することができません。
- (10) 部分払いの回数については、6 回以内（請負金額により変動あり）の請求を行うことができるものとします。
また、令和 8 年度、令和 9 年度については、各年度末までの支払限度額を支払うため、前述のとおり、令和 8 年度は全工事の 2 1 %、令和 9 年度は全工事の 5 1 %（請負金額により増減あり）以上を完成させ、前払金として支払った額を引いた額を請求することとします。
- (11) 落札者が同一入札の参加者を下請け業者とすることはできません。

問合せ先 小野市中島町 5 3 1

小野市総務部財政課

TEL 0794-63-1000 内線 536

FAX 0794-63-6600